

財務省告示第百六十四号
 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四
 十一条の規定に基づき国庫に帰属した国債を買入
 消却したので、その国債の名称等を別表のとおり
 告示する。

平成十七年四月十一日

財務大臣 谷垣 禎一

（別表）

国債の名	記号	買入消却実 行日	総額面金額の	額の当額額 格買た百面 入り円金
年債利 付券（二十 庫）	第十四回	平成十七年 三月十日	三千八百七十 万円	百円
合 計			三千八百七十 万円	